

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年10月7日(金) 15時00分～16時30分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	3番	杉田恒雄
	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 空き家に付属した農地指定について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の認可について

報告事項 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	石井 良市
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	吉川 美保

7. 会議概要

議 長

ただ今から、令和4年第10回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、8番 寺田委員、9番 三上委員 をお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1から4ページ、整理番号1から6について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 上真倉 辻 324番1、外2筆、登記地目、現況地目、共に田が340㎡、登記地目、現況地目、共に畑が82㎡、合計422㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、木更津市にお住いの42歳の方、譲受人は市内館山にお住いの60歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に住んでおり耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け野菜を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号2 所在地は 浜田 ^{いちまんど}市万度52番、登記地目、現況地目、共に畑で1186㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内浜田にお住いの87歳の方、譲受人は市内浜田にお住いの52歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢のため耕作できないため譲り渡しま

す。

譲受人は隣地に住んでおり、この農地を譲り受け野菜を栽培し、農業経営をしたいとのことです。

資料の1から3ページ 整理番号3 所在地は 西川名 横道 341 番外 19 筆、登記地目、現況地目、共に田が 2051 m²、登記地目、現況地目、共に畑が 1918 m²、合計 3969 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東京都江東区にお住いの 49 歳の方、譲受人は東京都中野区にお住いの 41 歳の方です。なお、譲受人は既に市内西川名に住宅を購入済とのことです。

事由としては、譲渡人は遠隔地に住んでおり耕作できないため譲り渡します。

譲受人は館山市に移住し、この農地を譲り受け野菜や柑橘類を栽培し、農業経営をしたいとのことです。

整理番号4 所在地は 大神宮 根本 389 番 1、登記地目、現況地目、共に田で 284 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内大神宮にお住いの 63 歳の方、譲受人は市内大神宮にお住いの 85 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

資料の3から4ページ 整理番号5 所在地は 大網 半ノ田 49 番外 12 筆、登記地目、現況地目、共に田が 5051 m²、登記地目、現況地目、共に畑が 3436 m²、合計 8487 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東京都豊島区にお住いの 69 歳の方、譲受人は市内大網にお住いの 49 歳の方です。親子です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に住んでおり耕作できないため譲り渡します。

譲受人は親から農地を譲受け、野菜や水稻を栽培し、農業経営を継続したいとのことです。

整理番号6 所在地は 稲 沼田 765 番、登記地目、現況地目、共に田で 1112 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内稲にお住いの 75 歳の方、譲受人は市内稲にお住いの 74 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢により耕作できないため譲り渡します。

譲受人は親から農地を譲受け、そら豆を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

全ての案件について、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の5から6ページ、整理番号1から10について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の5ページ 整理番号1 所在地は 正木 正木台 4411番、登記地目、畑、現況地目、その他で81㎡の贈与による所有権移転の案件です。

申請人は市内正木にお住いの44歳の方です。

転用の事由及び施設は、譲受人は隣地に住んでいるが、駐車場が足りないので、申請地を駐車場2台分、および宅地への進入路として使用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は集团的に存在している農地の区域にある農地で第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則、転用することができない農地ですが、例外とし

て集落に接続して設置される住宅等は許可できることとなっており、それに該当します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに着工し、許可後直ちに完了予定となっていますので、該当しないと考えられます

整理番号2 所在地は 亀ヶ原 蔵敷 86 番 3、登記地目、現況地目、共に畑で 70 m²の使用貸借権の設定による案件です。

申請人は市内亀ヶ原にお住いの 61 歳の方です。

転用の事由及び施設は、譲受人は、生活用品の保管場所及び来客者用の駐車場（2 台分）が不足しているため、建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は集団的に存在している農地の区域にある農地で第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則、転用することができない農地ですが、例外として集落に接続して設置される住宅等は許可できることとなっており、それに該当します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和4年12月1日に着工し、令和4年12月28日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます

整理番号3 所在地は 船形 ^{むこうだい}向臺 343 番 6、登記地目、現況地目、共に畑で 302 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内北条にお住いの 41 歳と 37 歳のご夫婦の共有です。

転用の事由及び施設は、譲受人は、現在、借家住まいだが、手狭になってきたので、専用住宅1棟（木造平屋 116.41 m²）を建て、暮らしたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地のうち、申請地から概ね 300 メートル以内に鉄道駅があることから、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和4年11月1日に着工し、令和5年3月31日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます

整理番号4 所在地は 八幡 江川 56 番 5、登記地目、現況地目、共に畑で 34 m²の交換による所有権移転の案件です。

申請人は市内八幡にお住いの 75 歳の方です。

転用の事由及び施設は、譲受人は、隣地でアパートを運営している

が、現在の駐車場の位置が、不便なので、隣地の土地（八幡 56 番地 4）と交換して申請地を駐車場（2 台）として使用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街化が見込まれる区域内にある農地のうち、市役所から半径 500 メートル以内の宅地率が 40%を超える場合は、1 キロメートルを超えない範囲で、宅地率が 40%となるまで半径を延長することができることに該当するので、第 3 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 11 月 1 日に着工し、令和 4 年 11 月 10 日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます

整理番号 5 所在地は 八幡 ^{こまつおい} 小松生 384 番 6、登記地目、現況地目、共に畑で 518 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は横浜市旭区にお住いの 57 歳の方です。

転用の事由及び施設は、譲受人は、現在、横浜市で借家住まいをしているが、退職を機に故郷である館山市（実家の隣）に居を構え、終の棲家としたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 12 月 1 日に着工し、令和 5 年 3 月 31 日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます

整理番号 6 所在地は 上真倉 坂田川 1752 番 2、登記地目、田、現況地目、畑で 171 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は東京都港区の法人です。

転用の事由及び施設は、譲受人は、都内で不動産業を営んでいるが、住宅街にある申請地周辺は、駐車場が不足しているので、貸駐車場（5 台）を設け、利益を上げたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 12 月 1 日に着工し、令和 4 年 12 月 1 日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます

整理番号 7 所在地は 下真倉 菜飯 604 番 5、登記地目、田、現況地目、畑で 204 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内大賀にお住いの 39 歳の方です。

転用の事由及び施設は、譲受人は、現在、官舎住まいだが、子供の成長に伴い、手狭になってきたので、子供の学区の同じ申請地に家を建て居住したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 12 月 15 日に着工し、令和 5 年 3 月 25 日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます

資料の 6 ページ 整理番号 8 所在地は 西長田 ^{こきや}小佐屋 428 番 1 外 1 筆、登記地目、田、現況地目、畑で合計 866 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内北条正木にお住いの 44 歳の方です。

転用の事由及び施設は、譲受人は、市内で管工事を主に行っている会社を経営しているが、業務拡大に伴い、残土置き場が不足しているため、転用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 4 年 11 月 15 日に着工し、令和 4 年 12 月 30 日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます

整理番号 9 と 10 は一体での利用ですので、一括して説明します。

所在地は 竹原 ^{しんでん}神典 899 番 2 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 679 m²内 10.80 m²の使用貸借権の設定による案件です。

申請人は市内竹原の法人です。

転用の事由及び施設は、譲受人は、令和元年に許可された営農型太陽光発電施設の一時転用を伴う使用貸借による権利設定を 3 年毎に更新したいとのことです。面性は台座の基礎部分 20 箇所面積です。

農地の区分について説明します。この農地は農業振興区域内にある農用地です。原則として転用はできませんが、太陽光発電施設の下で耕作する営農型は認められています。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供

する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既存施設の一時転用を令和4年8月1日から、令和7年7月31日まで期間延長する申請ですので、該当しないと考えられます。

なお、本来は令和4年7月に申請する予定でしたが、竹原分の所有者が亡くなっていたことにより、相続人による申請になったことから、間に合わず今月の申請となりました。

また、全ての案件において、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りだと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

整理番号1については、通路及び駐車場を建設するための申請になります。

3番委員、ご意見等ございますか。

3番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号2については、倉庫及び駐車場を建設するための申請になります。

3番委員、ご意見等ございますか。

3番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号3については、専用住宅1棟を建設するための申請になります。

	3番委員、ご意見等ございますか。
3番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号4については、駐車場を建設するための申請になります。
	6番委員、ご意見等ございますか。
6番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号5については、専用住宅1棟及び車庫、倉庫を建設するための申請になります。
	6番委員、ご意見等ございますか。
6番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号6については、貸駐車場を建設するための申請になります。
	7番委員、ご意見等ございますか。
7番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号7については、専用住宅1棟を建設するための申請になり

	ます。
	7番委員、ご意見等ございますか。
7番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号8については、貸資材置場を建設するための申請になります。
	9番委員、ご意見等ございますか。
9番委員	現地を確認しましたが、既に埋め立てられ、資材置場になっているようですが、いかがですか。
主任主事	資材置場となっている土地は、既に転用許可を得ている土地で、今回の申請地は、その土地の北側の農地です。
9番委員	埋立はせず、主に残土を置くようだが、残土条例の適用はあるのか。
主任主事	残土の場合でも、面積が500㎡以上かつ土量が250㎡の場合は、残土条例による届出若しくは許可が必要となります。
9番委員	残土条例の適用となった場合は、適正に申請するようお願いいたします。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、9番委員と同じ意見です。
担当推進委員	現地を確認しましたが、9番委員と同じ意見です。
議 長	議案番号8については、残土条例を遵守するよう条件を付けたいと思います。 整理番号9及び10については、営農型太陽光発電施設を更新するための申請になります。
4番委員	4番委員、ご意見等ございますか。

議 長	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。
	質問、意見等無いようですので、まず整理番号 8 以外について一括してお諮りいたします。
	事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
	(挙手全員)
	許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。
	つづきまして、整理番号 8 については、残土条例を遵守するよう条件を付け、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
	(挙手全員)
	許可相当とする者全員と認め、条件付きで「許可相当」と決定いたします。
	つづきまして、議事日程第 3 議案第 3 号「空き家に附属した農地指定について」を議題とします。
	資料の 7 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。
主任主事	空き家に附属した農地について、館山市は農地を取得できるのは 1000 m ² 以上の耕作が条件となっていますが、例外的に空き家に附属した農地については 100 m ² 以上あれば取得できる制度です。
	整理番号 1 所在地は 古茂口 芥子 ^{けしご} 期 681 番、登記地目、畑、現況地目、雑種地で 119 m ² です。
	申請人は木更津市にお住いの方です。

空き家の所在地は古茂口 683 番です。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。
質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。
事務局説明のとおり、「指定する」ことについて決定してよろしい
か、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
(挙手全員)

「指定する」者全員と認め、「指定する」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 4 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
資料の 8 ページから 10 ページ、整理番号 1 から 7 について審議します。

主任主事

それでは、私の方から説明いたします。

整理番号 1 所在地は、正木 新田 4482 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,774 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 240 kg、10a 当たり 64 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 2 所在地は、江田 猪田 609 番 地目は田で、面積 2,982 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 90 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は江田にお住まいの方 (2 名) で、借受者も江田の方です。設定の期間は令和 4 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 3 所在地は、上野原 上仲井 514 番 地目は田で、面積 1,942 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 9,710 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は那古にお住まいの方 (2 名) で、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 4 所在地は、湊 作ノ田 526 番 地目は田で、面積 320 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1,600 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は湊にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。

す。設定の期間は令和4年11月1日から令和14年3月31日までの9年5ヶ月で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、西長田 飛防1318番 地目は田で、面積957㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は北条正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の期間は令和4年11月1日から令和14年10月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号6 所在地は、大井 山崎699番 外20筆 地目は畑・宅地・田で、合計面積9,805㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は大井にお住まいの方、借受者も大井の方です。設定の期間は令和4年11月1日から令和9年10月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号7 所在地は、那古 神明1702番1 外4筆 地目は田で、合計面積3,903㎡、貸借権の設定で、賃料は米240kg、10a当たり61kgです。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和4年11月1日から令和14年10月31日までの10年間で、再設定です。

以上7案件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の11ページから12ページ、整理番号1から14について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

引き続き、私の方から説明します。

まず、利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた農地について、令和4年6月の総会で貸借権の設定を行ったもの、及び、計

画変更として、受け手の変更を行ったものです。
それでは順に説明します。

整理番号 1 所在地は、作名 堂ノ前 770 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,385 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が宮城にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 11,925 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は東京都葛飾区の法人です。期間は、認可公告日の令和 4 年 8 月 24 日から令和 14 年 6 月 30 日までの約 9 年 11 ヶ月です。

整理番号 2 所在地は、広瀬 上沢 1546 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,168 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が東京都杉並区にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 30,000 円、10a 当たり 7,198 円です。借受者は広瀬の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 8 月 24 日から令和 9 年 6 月 30 日までの約 4 年 11 ヶ月です。

整理番号 3 所在地は、南条 沼田 804 番 地目は田で、面積 748 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が神奈川県横浜市にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定されました。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 4 年 8 月 24 日から令和 9 年 6 月 30 日までの約 4 年 11 ヶ月です。

整理番号 4 所在地は、湊 作ノ田 560 番 地目は田で、面積 1,319 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が湊にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 6,595 円、10 当たり 5,000 円です。借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和 4 年 8 月 24 日から令和 14 年 6 月 30 日までの約 9 年 9 ヶ月です。

整理番号 5 所在地は、上野原 外馬谷 466 番 地目は田で、面積 2,992 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が上野原にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 14,960 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は北条の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 8 月 24 日から令和 9 年 8 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号 6 所在地は、正木 西郷 303 番 地目は田で、面積 2,797 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が千葉市にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 1.4 俵、10a 当たり 30 kg です。借受者は亀ヶ原の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 9 月 14 日から令和 12 年 12 月 31 日までの約 8 年 3 ヶ月です。

整理番号7 所在地は、正木 西郷 323 番 地目は田で、面積 2,855 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 1.43 俵、10a 当たり 30 kg です。借受者は亀ヶ原の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 9 月 14 日から令和 12 年 12 月 31 日までの約 8 年 3 ヶ月です。

整理番号8 所在地は、正木 西郷 163 番 3 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,241 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が南房総市にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定されました。借受者は亀ヶ原の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 9 月 14 日から令和 12 年 12 月 31 日までの約 8 年 3 ヶ月です。

整理番号9 所在地は、正木 西郷 304 番 地目は田で、面積 2,970 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が南房総市にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 0.5 俵、10a 当たり 10 kg です。借受者は亀ヶ原の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 9 月 14 日から令和 12 年 12 月 31 日までの約 8 年 3 ヶ月です。

整理番号10 所在地は、正木 西郷 324 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,322 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が君津市にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 21,000 円、10a 当たり 4,859 円です。借受者は亀ヶ原の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 9 月 14 日から令和 12 年 12 月 31 日までの約 8 年 3 ヶ月です。

整理番号11 所在地は、亀ヶ原長生田 127 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 8,369 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が亀ヶ原にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 4.18 俵、10a 当たり 30 kg です。借受者は亀ヶ原の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 9 月 14 日から令和 12 年 12 月 31 日までの約 8 年 3 ヶ月です。

整理番号12 所在地は、亀ヶ原長生田 107 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 3,640 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が亀ヶ原にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 2 俵、10a 当たり 33 kg です。借受者は亀ヶ原の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 9 月 14 日から令和 13 年 11 月 30 日までの約 9 年 2 ヶ月です。

整理番号13 所在地は、正木 西郷 292 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,830 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が北条にお住まい

の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 1 俵、10a 当たり 33 kg です。借受者は亀ヶ原の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 9 月 14 日から令和 9 年 3 月 31 日までの約 4 年 6 ヶ月です。

整理番号 14 所在地は、正木 西郷 310 番 地目は田で、面積 2,771 m²を公益社団法人 千葉県園芸協会が北条にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 13,855 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は亀ヶ原の方です。期間は、認可公告日の令和 4 年 9 月 14 日から令和 9 年 3 月 31 日までの約 4 年 6 ヶ月です。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 1 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 2 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の 13 ページ、整理番号 1 から 2 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は、正木 新作 966 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,872 m²につづきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、借受者の高齢による体調低下とのことです。

整理番号 2 所在地は、小原 下ノ原 818 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,199 m²につづきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、圃場に適さなかったためとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

以上で、第 10 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。皆様、ご苦労様でした。

閉 会

16 時 30 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 船田 忠保

館山市農業委員会委員 寺田 哲雄

館山市農業委員会委員 三上 英男

